

議会だより

第32号

平成26年 2月 5日発行

発行／佐用町議会

編集／議会広報特別委員会

〒679-5380

兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1

TEL. 0790-82-0668

FAX. 0790-82-0685

佐用



災害に備え 地域で防災講習会！

1月12日 幕山地域総合防災講習会

も く じ	第57回定例会開催	2～4
	一般質問・町政を問う 8人が登壇	5～9
	委員会・組合議会報告	10～12
	議会改革調査特別委員会報告	13～23
	今後の議会の予定・センター長登場	24

契約 8億8500万円を可決

第57回定例会は、12月6日から24日までの19日間の会期で開かれました。

今回は、4月の学校統合に係る「学校設置条例の改正案」が当局から提案され、即日、可決されました。また、平成25年度一般会計補正予算や特別会計補正予算6件、町有財産の無償譲渡、勤労者体育センターの廃止、庁舎建設に係る財産の取得など21件、人権擁護委員の推薦1件、教育委員の任命2件、広域連合議会議員の選挙1件、請願1件を審議し、請願1件を除くすべての案件を可決しました。

一般質問には8人が登壇し町政を質しました。

水痘、おたふくかぜ、高齢者肺炎球菌予防接種 助成事業費1千百万円を補正

原案可決議案

□工事請負契約の締結

庁舎増築工事のため。

契約先 (株)進藤組

契約額 8億8549万

2000円

□財産の取得

庁舎増築事業のため。

契約先 (株)きんでん

契約額 5181万41

68円

建物Ⅱ事務所、倉庫2棟

反対討論

金谷英志 議員

不動産価格の算出は、

築年数が古い建物の場合
は固定資産税の評価額が
そのまま算定価格となる。

本件の固定資産評価額は
3282万円であり、提
案されている取得額51

81万円はこの算定価格
からすれば高額である。

また、不動産鑑定士は
市場での適正な価格を把
握する業務を行うもので

客観的適正価格を提示で
きるが、不動産鑑定士が
評価していない価格は適
正な価格といえない。

賛成討論

岡本安夫 議員

この議案内容はすでに
先般の補正予算で十分審
議され賛成されたもので
ある。

□辺地に係る公共的施設 の総合整備計画の変更

防災行政無線のデジタ
ル化事業に係る整備機器
追加のため。

□工事請負契約の変更

佐用小学校大規模改造
工事に追加工事が生じた
ため。

契約先 阿山建設(株)

契約額 1億7955万

円に873万2850円
を増額

□財産の無償譲渡

三日月地域の町行造林
地約182・3haの地上

権を佐用郡森林組合へ無
償譲渡。

□町民体育館条例の一部 改正

改正

庁舎増築に伴い勤労者
体育センターの廃止。

□損害賠償の額を定め和
解すること

□平成25年度農作物共済
事業の特別積立金の取り
崩し

□農作物共済無事戻し金
の交付

□条例の一部改正

□滞納税に係る延滞金の
算出基準の変更に伴う関
係条例の整備



▲増築される役場庁舎

役場庁舎増築工事

□町立学校設置条例の一部改正

町立小学校の統合について、佐用小学校および江川小学校、中安小学校および徳久小学校を平成26年3月31日で廃止し、新たに佐用地域に佐用小学校、南光地域に南光小学校を同年4月1日に設置するため。

□国民健康保険条例の一部改正

□青少年問題協議会条例の一部改正

青少年問題協議会の会長および委員の任命項目について所要の改正。

□配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備

消費税法の一部改正にあわせて、使用料を一部改正する。

□個別排水処理施設管理条例の一部改正(議案95号)

消費税法の一部改正で使用料金の消費税分を内税から外税にする。

反対討論

平岡きぬゑ 議員

個別排水処理料が、4月から消費税の3%増税分が引き上げられる提案はやめるべきだ。

年金が引き下げられるなど生活は苦しくなっている。元々消費税のアップ

は地域経済をさらに冷やえ込ませるものだ。町民の暮らしを守るために鳥取県日南町では、消費税増税分の公共料金への上乘せはしない方針だ。佐用町でも増税分を値上げしないことを求める。

賛成討論

石堂 基 議員

この改正は、消費税率の改正に備えるものであ



▲笹ヶ丘荘

り、もし、今回の条例改正が行われなければ、税改正による3%増額負担を特別会計が独自に負担することとなり、その処理としては一般会計からの繰入金等に対応することになる。このことは、個別排水施設使用に関係なく不当な負担を広く住民に強いる結果となるため、本条例案に賛成する。

□公共下水道条例の一部改正(議案96号)

個別排水処理施設と同様に使用料金の消費税分を内税を外税にする。

反対討論

平岡きぬゑ 議員

4月からの消費税増税分3%の値上げ提案はやめるべきだ。議案95号と同趣旨で反対する。

賛成討論

石堂 基 議員

この条例改正も議案95号と同じ主旨で行われるものであり、公共下水道の利用実態に関係なく不

当な住民負担を増加させないためには条例改正が必要である。また、社会保障の安定財源の確保を図る税制改正を尊重する立場からも、本条例案に賛成する。

□コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部改正(議案97号)

個別排水処理施設と同様に使用料金の消費税分を内税を外税にする。

反対討論

平岡きぬゑ 議員

4月からの消費税増税分3%の値上げ提案はやめるべきだ。議案95号と同趣旨で反対する。

賛成討論

石堂 基 議員

この条例改正も議案95号および96号と同じ主旨で行われるものであり、これらの賛成理由と同じくして不当な住民負担を強いることにならないように、本条例案に賛成する。

**□上水道及び簡易水道給
水条例の一部改正**

個別排水処理施設と同様に使用料金の内税を外税にする。

反対討論

平岡きぬゑ 議員

4月からの消費税増税分3%の水道料金値上げはやめるべきだ。

また、佐用ゴルフ場の水道料金は、合併後の平成19年4月にゴルフ場の

都合で契約の変更を行っている。今回もゴルフ場の都合で契約を変更し、水道料金が年約900万円減額される。

町内のゴルフ場と公平にということであれば、佐用ゴルフ場の滞納問題を解決した後に行うのが筋だ。

賛成討論

岡本安夫 議員

これは、来年4月から消費税が8%になるため、内税から外税にするもので、料金は分かり易くなる。3%の消費税分は値上げになるが、これを一般会計から繰り入れるとすれば、24年度決算では地域づくり協議会の助成金に匹敵するものであり、利用者が負担するのが望ましい。特定区域の料金改正は町内に同種の企業や、その区域に住民票のある方もおられることから、公平の原則から当然である。



▲本位田浄水所

選挙

□兵庫県後期高齢者医療
広域連合議会議員選挙
(佐用町選出)

当選人 庵造典章氏

補正予算(一般会計)

水痘・おたふくかぜ、高齢者肺炎球菌予防接種に
助成

歳入 民生費県補助金では、子ども子育て支援システム整備事業補助金1240万円。町債では庁舎建設等整備事業債1億

2260万円など。
歳出 庁舎整備事業に伴う公有財産購入費1億2900万円。佐用・IDECメガソーラー有限責任事業組合貸付金4億円。

子育て支援として水痘・おたふくかぜ予防接種に389万円。高齢者肺炎球菌予防接種に788万円。有害鳥獣駆除活動助成に346万4000円。

学校規模適正化事業に伴う制服等購入助成に1245万6000円など。

諮問

□人権擁護委員の推薦
孝本鈴子氏(長尾)を
適任と認めました。

同意

□教育委員の任命
勝山剛氏(西下野)、
横生均氏(河崎)の任命
に同意しました。

賛成討論

笹田鈴香 議員

学校統合問題で、共産党町議団の実施したアンケートの回答に「町教委は説明責任を果たせ」が圧倒的で、町民への説明が十分でなかった。三土中学校の閉校問題では、議会や町民に報告をしていなかった。

しかし、全体的にみると統廃合計画を変更した点を評価し、引き続き十分な協議が進められることを第一に対応を求めて賛成。

請願

□町住宅リフォーム工事
助成制度の創設を求める
請願

9月議会に、兵庫県土建一般労働組合姫路支部佐用分会長から提出された継続審議となっていた本請願を再審議した結果不採択となりました。

賛成討論

鍋島裕文 議員

320人も町民の方から請願されたものであり、内容の妥当性からも採択するのが議会として責任ある態度だ。

住宅リフォーム制度は地域における経済効果だけでなく、とりわけ町入札にも入れない零細業者への振興策として、その有用性が認められている。

この請願を審査した産業建設委員会は、昨年福井県高浜町を視察し、この制度の有用性を委員全員で確認したはずだ。

平成25年度補正予算額表

(単位：千円)

会計	補正額	補正後の金額
一般会計	625,344	13,808,456
国民健康保険	29,308	2,292,702
簡易水道事業	△21,254	774,676
特定環境保全 公共下水道事業	△111,000	915,061
西はりま天文台公園	12,358	119,719
農業共済事業	5,493	112,033
水道事業 (資本的支出)	△153,500	196,851

町政を問う

8人
が町政を質しました

※一般質問の記事は質問した議員本人の
原稿に基づいています。

質問者	頁	通 告 内 容
新 田 俊 一	6	1. 農林業と自然災害を守る方策はありますか
平 岡 き ぬ 彥	6	1. 過疎化対策について 2. 支所・出張所機能の充実について 3. 佐用ゴルフ場水道料金軽減は問題
石 堂 基	7	1. 「コメ減反廃止」を中心とした農業政策転換に備えて 2. 木質バイオマスの産業化に向けて
岡 本 義 次	7	1. 教育「確かな学力きらめきプラン」検証について 2. 西宮市との姉妹都市を結んではどうか
金 谷 英 志	8	1. 農業振興の具体策は 2. 学校裁量の交付金制度創設を 3. 「けんこうの里三日月」運営協議会の設置を
笹 田 鈴 香	8	1. 佐用町の過疎化を食い止めるために 2. 学校統廃合問題は地域と同時進行すべき
鍋 島 裕 文	9	1. 基金（貯金）溜め込み問題について 2. 入札・契約の適正な実施を
井 上 洋 文	9	1. いじめ防止どう進めるか 2. 犬・ねこの殺処分ゼロめざして 3. 部活動助成事業について

※掲載の順番は、毎回くじ引きで決定しています。

Q 農林業と自然災害を守る方策は

A 佐用町地域防災計画の拡充を図る



新田 俊一

問 21年の台風9号による災害復旧工事も80%位が完成していると思うが、まだ、危険な箇所や未整備の小河川が非常に多い。これらの整備はどうしていくのか。

町長 山地災害危険区域のうち、山腹崩壊危険地区178箇所、崩落土砂流出危険地区205箇所、地すべり危険地区10箇所があり、そのために光都農林水産振興事務所において21年災害以降、治山事業によるえん堤工・山腹法枠工事を43箇所施工している。

超える大雨が降る。その対策ができていないわが町において、未整備箇所や用水路の改良等を考えているのか、また、調査をしているのか。

町長 平成22年度に光都農林水産振興事務所において、21年の台風被害状況の調査を行い、23年4月に町内の溪流・作業道等232箇所の被害状況の報告書をいただいた。荒廃溪流整備工事は61箇所、路網整備工事は地元要望35箇所のうち13箇所のみを行っている。農業用施設の改良工事は、地元負担が少なく、県の補助を受けながら、地元負担が少なく、済む方法で考えていきたい。

問 農業離れで、放棄田畑が増えている。大切な

水田や畑に草が繁茂し、昔の田園風景が少なくなってきた。温暖化による災害で、食糧危機がくるのではないかと心配している。自給率の向上とあわせて、どんな方策を考えているのか。

町長 日本はヨーロッパ主要国と比べて自給率が低い。一番大切な食料を輸入に頼ることは、国の安全上問題であると考え

る。対策として、現在推進中の「人・農地プラン」の策定をより推進し、中核農家を地域の担い手として位置づけることが重要と考える。



▲荒廃した溪流

Q 過疎化対策は暮らし応援

A 若者の雇用の場が必要



平岡きぬゑ

問 相生市では2年前から学校給食の無料化や新婚世帯への家賃補助などを実施、西播で唯一、転入者が転出者を上回る人口の「社会増」となっている。佐用町民の暮らしを応援し、人口減を食い止める具体策を求めます。

町長 人口増には若者の雇用の場が必要だ。7月から佐用チャンネルのデータ放送で求人情報を知らせている。病院や介護職などの人手は不足している。

問 福祉タクシー乗車券の増冊とさよさよサービスの毎日運行は、高齢者が住み続けられるために

必要な施策であり改善を求めます。

町長 タクシー券の増冊は推移をみて検討する。

問 直接町民の声を聞く「出前町長室」を提案する。

町長 庁舎内に「地域活性化会議」を副町長ら11名で構成。地域づくり協議会と連携し活性化に取り組む。

問 国は平成26年度に支所への財政支援をする方針だ。支所、出張所機能を充実する対策は。

町長 国の支援は、まだ具体的に示されていない。現在のサービスを維持することが重要だ。

問 佐用ゴルフ場いいりの水道料金契約変更は問題

佐用ゴルフ場水道料金は、町との契約で決められている。変更の理由は使用水量が増加したということだが、合併後の契約変更で基本水量を減らす改正をおこなった経過がある。また、年間約900万円の減額は町民への将来負担増になりかねない。

町長 町内のゴルフ場と同じ水道料金体系にする。



▲南光支所

Q 「コメ減反制度廃止」によって耕作放棄地が増加する！

A 町と地域の連携による対策が重要



石堂 基

問 来年度から「減反補助金の廃止」にむけて各種補助金の見直しが行われることが明らかになってきたが、本町のような中山間地にとっては不利な制度ではないか。

町長 5年間で減反補助金が廃止されるが、転作補助金の変更が行われ、農家収入の見込みとしては増加が試算されている。飼料米や米粉用米などの加工米であり、山間地の小規模な産地では流通先の確保が困難ではないか。

町長 現段階では流通見込みが明らかではないの

で、今後の動向を注意深く見ていきたい。

問 TPP交渉の推移にも大きく左右されると思うが、現在の見込みとしては米価の低下は明らかであり、その結果によっては小規模農家の離農がさらに進み、地域の耕作放棄地がますます増加する懸念がある。

町長 農地の流動化を促進して中核農家や專業農家の育成をさらに進めるとともに、新たに創設される「日本型直接払い」制度を導入して、町と地域で協力し農地保全に努めたい。

問 木質バイオマスの産業化に向けて

町長 木質バイオマスを中心とした林業活性化計画は、どのように進められ

ているのか。

町長 野村総合研究所に委託をして、森林資源調査や資源活用化方策の検討、森林の団地化などを柱とした「森林資源活用化計画」の策定を進めている。また、その一環として町内の林業関係者などの有識者で意見交換も行っている。

問 直近には、新たな木質バイオマス発電計画が朝来で行われることが発表され、本町にとってはますます条件が整ってきた。この機を逃すことなく木質バイオオの産業化に向けた取り組みを進める必要がある。



▲木材流通が期待される

Q 子どもたちにもっと本を読ませるように

A 朝の読書タイムや校内表彰など工夫していく



岡本 義次

問 教育委員会から「確かな学力きらめきプラン」の説明を受け驚いた。月に何冊の本を読みますかに対して中学2年生は、はほとんど読まないが32.8%もあり、1冊が24.2%、2〜3冊が32.0%、3冊以下が89%となっている。国語の調査結果の分析でも示しているように、こんなことでは正確な読み取りや表現力の理解が不十分となる。昔から読み書き算盤と言われるように、もっと多くの本を読むようにしないかと、本人が高校、大学への進学や社会に出てから

困ると思う。なぜこんなに本を読まないのか、どういう指導をしていくのか。

教育長 今の子供達は文字ではなくテレビやコンピュータ等画像情報から物事を理解することが多い。大人や家族が読む環境を作り出すことが大切である。学校では、読書タイムを設けたり高学年が低学年に読み聞かせたり、また、家庭でノートレビデーをつくって家族の会話を大切にするなど取り組んでいる。

問 もっと多くの本を読み、理解力・表現力が上がるように努力すべきである。

教育長 思考力・判断力表現力を養うためには読書だけでなく、書く活動

も重要と考える。授業では言葉にこだわりお互いの意見を出し合い討論するなど理解力・表現力の向上に工夫している。

問 本を読んで感想文を求めたり、全校生の前で発表させるなど、良い本を皆に読むように校長や各先生はやかましく何回も何回も言うように。また、挨拶もどの子も挨拶ができるようにどんな取り組みをしているのか。

教育長 小中学校とも児童会役員や生徒会が中心となり、朝の校門での声掛けや、交通指導立ち番での地域の声掛けなど学校・家庭・地域が一緒になつて取り組んでいる。



▲佐用町立図書館

Q 農業振興委員会の設置を

A 新たな組織必要



金谷 英志

『けんこうの里三日月』の活用促進では、インストラクターの配置やPRの強化、介護予防的施設の使用など提案してきた。施設の今後のあり方を検討するため、町関係課と住民で構成する運営協議会が必要だ。

どうか。

町長 今は情報交換の場として営業推進会議を開催しており、これに加え新たに協議を行う組織も必要だと考える。

『けんこうの里三日月』の今後協議必要

問 『けんこうの里三日月』の活用促進では、インストラクターの配置やPRの強化、介護予防的施設の使用など提案してきた。施設の今後のあり方を検討するため、町関係課と住民で構成する運営協議会が必要だ。

町長 課題を整理しながらこの施設・土地をどう活用するか、地元の方とも協議し結論を出していく。

問 農業振興は本町活性化の大きな柱だが、町長が町長選挙で掲げた農業分野での具体策は何か。

町長 バイオマス構想の取り組みを考えている。

問 農業施策は、年度毎に検証を行い情勢に機敏に対応すべきではないか。

町長 政府の施策の変化には検討が必要だが、基本計画はむやみに変更するものではない。

問 町が主導的に農業振興体制をとるために、直販所、生産者、JA、農業改良普及センターなどで構成する（仮称）農業振興委員会を設置しては



▲農業振興の中核施設『味わいの里三日月』

Q 過疎対策に若者定住促進補助制度を

A 補助制度で定住するとは思えない



笹田 鈴香

を専門職員として配置し、都会から転入が増えるなど効果を上げている。左用町でも専門の職員はできないか。

問 相生市では、若者定住促進・転入者住宅取得奨励金交付制度など実施し人口を維持している。佐用町でも実施すべきではないか。（11月30日付神戸新聞の記事）4月から9月の西播4市3町社会増減数は相生市31人増減は佐用町57人、赤穂市50人、宍粟市58人、たつの市105人、太子町72人、上郡町87人を示す。

町長 助成金制度などを実施しても効果は期待できない。

問 空き家対策のその後の調査はしているのか。広島県神石高原町は2人を専門職員として配置し、都会から転入が増えるなど効果を上げている。左用町でも専門の職員はできないか。

町長 空き家調査は通常の仕事をしながらなので十分にはできないが、調査、連絡などしている。

問 住宅リフォーム制度は地域経済の活性化、零細業者の仕事確保にも有効だ。相生市は24年度に予算1000万円、工事費は1億5000万円だったという。高齢者・介護保険の住宅改修も大切だが、例えば、子ども部屋をつくりたいなど今の制度が利用できる人もあり創設すべきだ。

町長 住宅改修では、高齢者・介護の制度を拡充している。業者は申請等

の手続きが大変だと聞いている。今後の検討課題だ。

教育と跡地問題など同時進行を

問 学校統合問題は跡地利用も含め、住民が十分に納得のいく進め方をすべき。急ぎすぎではないか。町長の責任を問う。

町長 教育のことは教育委員会が責任をもってやっている。跡地など地域のことは協議会で進めている。跡地利用も含め地域のことは行政としての責任だが、町長の責任を問うというのは越権行為だ。



▲江川保育園

Q ため込んだ基金活用で
若者・子育て支援充実を

A 将来の福祉サービス
維持するための基金だ



鍋島 裕文

問 佐用町の基金以下、貯金額は兵庫県下ダントツ1位（一人当たり）のため込みとなっている。町長は「ため込んでいる」との認識はあるのか。

町長 福祉や行政サービスを将来的に維持していくための貯金だ。ため込みとは思っていない。

問 合併時40億円であった貯金が、いま90億円になっている。特にこの6年ほどで22億円も増えている。この原因は何か。

町長 災害支援での特別地方交付税の増額が一番大きい。それとリーマンショック対策の臨時交付

金だ。

問 特別地方交付税の増額分だけで、被災後4年間で27億円もある。それを貯金に回したのではないのか。

町長 災害時には国から支援がどのくらいあるかわからなかった。貯金は町民のお金であり、町民のために使うものだ。

問 災害は激しん指定で復旧での町負担は軽いものであった。隣の美作市のように町独自の被災者支援策を求めたが、町長はしなかった。これを貯金に回したことがため込みではないか。

町長 見解の相違だ。

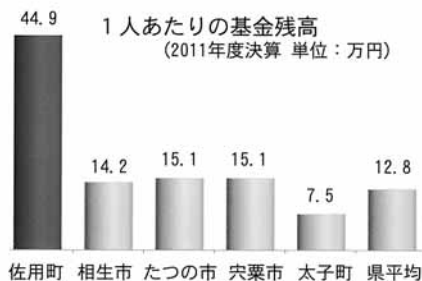
問 貯金自体は必要なものだ。問題は他の町に比べて多すぎる上に、本当に困っている町民に使わ

れていないことだ。平成33年には今より地方交付税が15億円減るため貯金するの町長見解はおかしい。合併後8年間で人件費は8億円も減っており、平成33年にもっと減るのは明らかだ。

町長 現時点の試算で15億円減るのは事実だ。

問 他の町に比べて財政的に余裕があれば特別地方交付税を減額するとの省令がある。佐用町はどうか。

町長 減額要因にならないとはいえない。



Q いじめ根絶を

A 早期発見・早期対応に
取り組む



井上 洋文

問 文部科学省は、9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づく国の基本方針を策定し具文化した。

本町としても、地域が総がかりでいじめ根絶に取り組める現場の体制づくりが必要では。

教育長 いじめは、どの子供にもどの学校でも起こりうるという認識を持ち、学校、教育委員会はもとより家庭、地域が一体となり継続し未然防止と早期発見、早期対応に取り組みなければならぬと考えている。

犬・ねこの殺処分ゼロめざして

問 改正動物愛護管理法は、飼い主や動物取扱業者にも、命を終えるまで面倒を見る努力義務を課したうえで様々な対策を盛り込んでいる。

特に今回の改正で、罰則の強化や地方公共団体への情報提供がうたわれている。

本改正法の施行を受け町としての対応は。

町長 動物の放し飼いの禁止、糞の後始末、狂犬病予防注射の実施や不妊強制手術とベツトの正しい

飼いやの広報活動を兵庫県動物愛護センターや獣医師会の関係機関と情報交換を密にして町広報紙等で動物愛護意識に努めていく。

対外運動競技等に助成を

問 小学校において、対外運動競技等、大会選手として派遣される場合経費は個人負担となっているが助成はできないか。

町長 教育活動としての活動費は、教育費の中で考えていくべきではないかと考えられる。



▲ペットの正しい飼い方が求められています

常任委員会報告

12月定例会付託案件審査

総務常任委員会

委員長 石黒永剛

辺地に係る公共的施設の
総合計画の変更

これは、辺地に係る公共的施設の総合整備計画にあげる防災行政無線デジタル化事業において、モーターサイレン等の機器の追加が生じたため変更するものです。

これにより、追加事業も辺地対策事業債の対象となり、有利な起債が活用できます。

結果 全員賛成原案可決

厚生常任委員会

委員長 山田弘治

町青少年問題協議会条例
の一部改正

この改正は、地方青少年問題協議会法が一部改



▲モーターサイレン
(本位田)

正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

問 町青少年問題協議会の活動内容は。

答 地方青少年問題協議会法では、「青少年の補導、育成等総合的施策の樹立に必要な重要事項を調査審議すること、および実施に必要な関係機関との連絡調整を図ること」とうたっている。佐用町では、地域で青少年にかかわる重要な協議案件が発生した時に協議会で協議する。

結果 全員賛成原案可決

町個別排水処理施設管理条例の一部改正

この改正は、消費税法

の改正により条文整備が必要となったため、従来の内税表示から外税表示に改正するものです。



▲水谷クリーンセンター (横坂)

問 来年4月から消費税が8%で施行されるが、

年度当初に徴収する下水道料金、水道料金はどうか。

答 4月に徴収する3月分の下水道料金は5%、

5月に徴収する4月分は8%になる。水道料金は2カ月に一度の徴収なので、4月に徴収する2、3月分は5%、6月に徴収する4、5月分は8%になる。

結果 賛成多数原案可決

町公共下水道条例の一部改正

この改正は、消費税法

の改正により条文整備が必要となったため、従来の内税表示から外税表示に改正するものです。

結果 賛成多数原案可決

町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部改正

この改正は、消費税法

の改正により条文整備が必要となったため、従来の内税表示から外税表示に改正するものです。

結果 賛成多数原案可決

この改正は、消費税法の改正により条文整備が必要となったため、従来の内税表示から外税表示に改正するものです。

問 特定区域の料金は協議により定めるとあるが、どう理解したらいいのか。

答 料金は口径別の規定によるが、特定区域は給水量に制限を課すなど契約に基づくことからこの文言を使っている。

結果 賛成多数原案可決

産業建設常任委員会

委員長 高木照雄

町住宅リフォーム工事成制度の創設を求める請願

第56回定例会で閉会中の継続審査となっていた町住宅リフォーム工事成制度の創設を求める請願を審査しました。

審査では、町建設業組合全体を含めた請願が望ましいなどの意見が出されました。

結果 賛成少数不採択

常任委員会報告

所管事務調査

厚生常任委員会

委員長 山田弘治

11月18日に主要事業の報告を受けました。

住民課

環境衛生対策室

ごみ減量対策事業、住宅太陽光発電補助事業、佐用クリーンセンター、久崎衛生公苑（し尿処理場）の事業は概ね順調に執行中です。

戸籍住民相談室

戸籍副本管理システム事業は、（株）日立システムズと契約し、法務局等への戸籍副本データ送信が可能となりました。

年金保険室

福祉医療、国民健康保険、後期高齢者医療保険の各給付事業に係る執行状況。

国民健康保険事業において、県下各市町の国民健康保険料（税）の税率一覧表が示され、佐用町の、平成24、25年度の国保税の税率の総負担額の

順位は県内で41市町の中で2カ年とも39位、県内で下から3番目の低負担率となっています。

健康福祉課

敬老会開催事業については完了。他9事業については順調に進捗しています。平福保育園改修事業については18%の進捗率です。

上下水道課

25年度事業中、早瀬地区水道管移設工事、久崎地区三叉路管渠移設工事については県道路課と調整中。新笹ヶ丘橋管渠移設工事を含む5事業につ



▲平福保育園改修



▲佐用大橋右岸管渠移設工事

いても県復興室と調整中。佐用地区国道佐用坂管渠移設工事（上水）、佐用地区佐用大橋右岸管渠移設工事については完了。小赤松橋水道管移設工事については、県復興室と調整により26年度に施工等の説明がありました。

子育て支援事業を視察（相生市）

11月18日、子育て支援事業について相生市を視察しました。

相生市では、若者定住対策として2事業を平成23年4月から実施してい

ます。

一つ目は、食育、学校給食支援事業で、小中学校の給食費無料化を平成23年4月から、幼稚園は平成23年9月から実施しています。

市民の反響は、「給食費無料化は唐突ではないか」、「食育の基本は保護者にあるのではないか」等々の意見が市に寄せられたとのこと。二つ目は、保育支援と

環境整備事業で、幼稚園の利用料を無料化し、保育園は所得に応じた保育料をもらっているが8千円を上限に補助をしています。私立幼稚園・保育園は、月額8千円を限度に補助しています。

これらの財源捻出には、各種団体の補助金の削減、利用料の値上げ、公共事業の削減、新規事業の抑制などで対応しているとのこと。



▲相生市役所で説明を受ける委員

総務常任委員会

委員長 石黒永剛

特色ある学校づくり推進事業を視察

(鳥取県岩美町)

11月22日、鳥取県岩美町教育委員会へ「特色ある学校づくり推進事業」をテーマに視察研修を行いました。

岩美町は、小学校3校、中学校1校がそれぞれの地域の特性を生かした教育活動に取り組んでいます。

町の北部は海に面し、南部は田園林野が広がっており、漁業と農業を産業とする人口約1万3000人の町です。



▲鳥取県岩美町庁舎前



▲鳥取県岩美町で説明を受ける委員

小中学校の児童生徒数は910人で、それぞれの学校が独自の事業計画を立案し事業費100万円を限度に創意工夫をこらし、地域社会を学校教育の中に取り入れた特色ある事業が展開されていました。

産業建設常任委員会

委員長 高木照雄

休耕田でホンモロコ養殖農地の荒廃に一手

(鳥取県八頭町)

11月20日、休耕田を活用しホンモロコ養殖を行っている生産者を訪ねました。

京都の料亭などで高級

魚として出されるホンモロコは、平成13年に内水面準(はやぶさ)研究所と鳥取県栽培漁業センターが飼育試験を行ったことから始まりました。生産者は50人余り、定年退職者などが主体で、休耕田を養殖池に改修しコメ生産以上の収益を上げています。

養殖池は、自然給水が可能な中山間地域で、水田の表土を剥ぎ畦に積み上げた全面掘方式。県全体では年間4〜6tの生産量があります。いつでも水田に復元でき、管理も簡単なことから農地の荒廃対策として注目されています。



▲ホンモロコ養殖池を視察



▲出荷前のホンモロコ

前管理者の西田正則氏の市長の退任に伴い管理者に就任した栗原一たつの市長のあいさつに続き、一般会計補正予算、上下水道事業会計補正予算、監査委員の選任同意、教育委員会委員の任命同意、公平委員会委員の選任同意など全議案を可決しました。

一般会計は231万3000円を減額し総額を4億9923万8000円に、上下水道事業会計は51万6000円を減額し6億2215万2000円に、下水道事業会計は52万2000円を減額し、2億4789万4000円となりました。また、同日開催された

播磨高原広域事務組合

組合議員 大下吉三郎

新都市・チューリップ園 2万5000人が来場

組合議会開催

12月16日

前管理者の西田正則氏の市長の退任に伴い管理者に就任した栗原一たつの市長のあいさつに続き、一般会計補正予算、上下水道事業会計補正予算、監査委員の選任同意、教育委員会委員の任命同意、公平委員会委員の選任同意など全議案を可決しました。

新都市協議会では、平成25年度のチューリップ園の状況報告があり、37団体の参加者が4万3000個の球根を植え付け、期間中は2万5000人の来場者で賑わったとのことでした。

続いて、企業庁が事業主体となって新都市内に建設する太陽光発電施設の説明がありました。

発電施設は約5MW(メガワット)、太陽光パネルの架台は兵庫県産材が使われ、平成26年11月の発電開始が予定されているとのことでした。



▲県企業庁が事業主体となるメガソーラー建設地(たつの市・光都)

佐用町議会は 変わろうとしています

—はじめに—

地方分権一括法により国と地方の役割分担が明確化され、機関委任事務、通達行政が廃止されて地方自治体の権限が飛躍的に大きくなってきています。第28次地方制度調査会においても、地方公共団体の責任領域の拡大に伴う地方議会制度のあり方について触れ、議会の活性化は地方分権の進展を図る上で残された課題であり、この観点から議会の組織、権能、運営のあり方について改めて検討することが求められているとして、議会の見直しについて答申されています。こうした地方分権改革のなかで、地域社会においては住民の自治意識の高揚や町長による行政改革により、これらに対応すべく議会機能をいかに充実させ発展させていくべきか、議会はその変革の必要性にせまられています。

私たち佐用町議会は、議会本来の役割を改めて認識することから始め、議会の権能を問い直しさらに高めていくために、議員定数の見直しや委員会活動の充実、多様な議員層による議会の形成、議会費用に関するもの等々議会改革の必要性を真摯に受け止めながら、分権改革を念頭において議会本来の役割を吟味して再構築しようとしています。目指すところは、議会本来の権能をいかに高めていくのか、すなわち、これからの佐用町議会が分権改革の中で、住民の代表として住民の負託に、より真摯に応えるため真にあるべき二元代表制の姿をとらえ直し、議事機関として担うべき役割を明らかにし、議員全員がその認識を共有することにより、議会そして議員の本来の責務を果たし、高めていくために議会改革の個別課題検討を進めています。

議会改革に関連する個別課題の検討

議会の活性化の検討

□ 一般質問について

質問方式はこれまで同様に一問一答方式とするが、質問者が使用できる時間を30分以内とする。(現在の一般質問時間は町長答弁を含めて1時間)

これは・・・議会の効率的な時間運営と質問内容の明確化を図るものです。

□ 議員間討議について

現在、委員会のみで行われている議員間討議を議会全般に積極的に取り入れていく。

これは・・・議員間の意見交換を十分に行い、審議結果に対する意識の共有化と充実を図るものです。

□ 反問権の付与について

本会議及び一般質問に関して、町長及び職員に対して反問権を付与する。

これは・・・議会が議論の場であるためには、双方が質問できて当たり前との考えから、執行側に質問権を与えて充実した政策論争を進めるものです。

【反問権とは】町長や職員が、議長の許可を得て議員の質問に対して論点・争点を明確にするため質問できるものです。議員が質問されることにより筋書きのない展開が生まれ議員も質問事項を精査して政策論争に臨まなければなりません。

わかりやすさと町民参加の検討

□ 議会のテレビ放送・録画放送について

現在のテレビ放送は一般質問のみとなっているが、本会議及び予算・決算などの特別委員会のテレビ放送も取り入れる。さらには、これらの録画を議会ホームページに掲載する。

これは・・・議会内容をより多くの皆さんに知っていただくとともに情報提供を進めるものです。

□ 傍聴規則の見直し

傍聴規則の見直しを進めるとともに、傍聴者への資料配布を行う。

これは・・・現在の議会傍聴者は非常に少ないため、傍聴規則の改善を行い議会に対する町民参加を促すものです。

□ 議会主催地域懇談会の開催について

議会基本条例に定める報告会とは別に、議会が主催となって各地域(概ね協議会単位)で懇談会を開催する。

これは・・・合併後広範囲となっている町内の状況を定期的に議会が把握するため、議会が地域に出向き町民の皆さんと意見交換を行うものです。

□ 議案に対する議員の賛否の公表

議案に対する各議員の賛否について「議会だより」等で公表する。

基本事項についての検討

□ 議員研究の充実について

議員の資質向上をはかるために定期的な研究会を開催する。また、委員会等の研修については、各委員会の研究課題にそって行い、その研修内容については議会及び一般に報告を行う。

これは・・・個々の議員活動を中心にするのではなく、議会としての機能をより充実させるために、議員全体の資質向上につながる研修会を行うものです。また、各常任委員会研修についても、その研修内容を全体で共有し具体的政策提言を目指すものです。

□ 委員会体制の在り方について

定数改正に伴い、常任委員会の設置数を3（総務・産業建設・厚生）から2（総務・産業厚生）に変更するとともに、より専門的な活動を促し年間をとおしての研究課題を設定する。

これは・・・地方分権が進む中で行政の政策立案・監査機関としての議会の責任は益々重要になってきており、その議会の権能をより充実させるため、常任委員会において町政の課題を能動的に取り上げる活動を目指すものです。

□ 政務活動費の支給について

地方自治法に定められている政務活動費の支給を検討する。

これは・・・定数改正により議員活動の専門性がより一層求められる状況を考慮し、議員活動及び政治活動に使用できる政務活動費の支給を検討するものです。ただし、支給対象は限定を行い支出内容の透明性を確保します。

□ 議員報酬の見直しについて

次世代を考えた議会づくりのために、財政状況も勘案して議員報酬の見直しを検討する。

（ただし、議員報酬は佐用町特別職報酬審議会において答申決定されます。）

これは・・・広範な地域を少数の議員で補うためには、機能的な議会・幅広い人材で組織された議会が必要であり、これまで以上に専門職としての人材確保が求められ、特に若い世代が登場できる基盤整備のために行います。

佐用町議会基本条例（原案）の制定

佐用町議会では、町民の皆さまにご協力いただき昨年実施しました「佐用町議会に対する住民意識調査」に基づき、議会の活性化と改革のためにさまざまな検討を進めており、「行動・提案できる議会」「開かれたわかりやすい議会」の重点課題をテーマにして町民に信頼される身近な議会を目指し、その根幹となるべき議会の規範である「佐用町議会基本条例（原案）」を検討しています。

佐用町議会基本条例（原案）

目 次

第1章	目 的（第1条）
第2章	議会・議員の活動原則（第2条・第3条）
第3章	町民と議会の関係（第4条）
第4章	町長と議会の関係（第5条—第8条）
第5章	自由討議の拡大（第9条）
第6章	政務活動費（第10条）
第7章	議会・議会事務局の体制整備（第11条—第15条）
第8章	議員の身分・待遇・政治倫理（第16条—第18条）
第9章	最高規範性及び見直し手続（第19条—第21条）

前 文

地方分権一括法により、地方自治体は自らの責任において、自治体の事務を決定することとなり、議会の審議権、議決権、調査権、検査権などの権限が強化された結果、議会の担う役割や責任も大きくなってきている。このような中、佐用町議会が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の元に行政権を有する町長と相互に抑制と均衡を図りながら、立法権を有する議会として自治体の自立に対応できるよう自らを改革していかなければならない。

この自己変革にあたっては、議事機関たる議会はまず、町民の意見を代表する合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、町民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

また、このような町民参加を礎として、町民との活発な意見交換を図り、そこで得られた意見を大切にしながら、議員同士が自由な議論を交えて論点や課題を明らかにし、意見を集約していくことが必要である。そして、町民本位の立場をもってより適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないのである。

このような認識のもと、佐用町議会は未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不断の努力を重ねるとともに、町民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、町民の負託にこたえていくことを決意するものである。ここに、佐用町議会及び構成員である議員が活動していくにあたって、最も根幹となる柱としてこの条例を制定する。

第1章 目 的

（目 的）

第1条 この条例は、地方分権の時代にふさわしい、町民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした佐用町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【説明】

- 1 議会運営の基本事項とは、町民に身近で信頼され、町政の情報を広く公開し、地方自治法の本旨である住民と共に進むかっ達な議会をめざすことを規定。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。
- 2 議会は、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の場であるとの認識に立って、その実現のためにこの条例に規定する。
 - 3 議長は、別に定める佐用町議会傍聴規則（平成17年規則第160号）に定める町民の傍聴に関し、審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。
 - 4 議会は、町民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、町民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。

【説明】

- 1 議会が町民の代表機関であることを自覚し、常に住民に開かれた議会の推進することを規定。
- 2 議会が言論の府であり、自由な討論の場であるとの認識に立ち、町民に分かりやすい議会運営をするためにも、会議規則を継続的に見直すことを規定。
- 3 傍聴者に議案資料等を提供し、適切な情報提供、情報の共有を図り、町民の傍聴意欲を高める措置を講じることを規定。
- 4 議会の情報公開と説明責任を規定。

(議員の活動原則)

- 第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。
- 2 議員は、町政の課題全般について課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の努力を行い、町民の負託に応える活動をするものとする。
 - 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

【説明】

- 1 議会制度において、最も重要な要素であり、多様な住民意思の反映し政策水準を高めるため、議員相互間の自由討議を推進することを規定。
- 2 議員が、町政における課題全般について多様な住民の意見を把握するとともに、議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすることを規定。
- 3 議員は、地域などの個別事案だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

- 第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を積極的に進めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の会議を設

置するなど、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。

- 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。
- 5 議会は、町民、町民団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 7 議会は、前6項の規定に関する実効性を高める方策として、町民に対する議会報告会や意見交換会等を開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴いて議会運営の改善を図るものとする。

【説明】

- 1 議会の果たすべき重要な責任として情報の公開の徹底と、町民に対する説明責任の履行を規定。
- 2 常任委員会・特別委員会の原則公開と、町民の希望に柔軟に対応するため、議会と住民がいつでも意見交換することができる会議を設置して町民参加の機会を設けることを規定。
- 3 法律に基づく参考人制度や公聴人制度を活用し、町民の意見・識見を十分に聴取して、自由討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定。
- 4 請願及び陳情は、旧来の議会へのお願という位置付けを、分権社会にふさわしい政策提案という位置付けに変え、提案者の意見を聴く機会を設けることを規定。
- 5 多様な住民意思・意見を聴取し、そこから発生する町政上の課題を解決するための能力を強化し、政策提案の拡大を図ることを規定。
- 6 選挙における議員に対する町民の評価が的確になされるよう、重要な議案に対する各議員の賛否を議会広報等で公表することを規定。
- 7 議会として説明責任を果たし、さらに多様な住民意思・意見を聴取する場として、議員全員による議会報告会を開催することを規定。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするために一問一答の方式で行う。

- 2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の発言主旨や論点を明確にするために、議長又は委員長長の許可を得て発言者に対して質問することができる。

【説明】

- 1 本会議における一括質問・一括答弁は、町政上の論点・争点が曖昧になるおそれがあり、これらを明確にしていくために、質疑は一問一答方式で行うことを規定。
- 2 町長ほか町の職員は、議長又は委員長長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため質問することができることを規定。

(新規事業等の説明資料の提供)

第6条 議会は、町長が提案する新規事業及び既存事業の大幅な変更等の水準を高めるためとともに町民への情報公開のために、町長に対して次の各号に掲げる事項の資料説明に努めることを求めるものとする。

- (1) 事業費及び財源内訳
 - (2) 基本計画に定める施策との関連性
 - (3) 現況及び事業の必要性
 - (4) 町民参加の有無及びその内容
 - (5) 緊急度及び事業効果
 - (6) 類似する自治体や近隣自治体との比較検討
 - (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- 2 議会は、前項の事業等の提案を審議するに当たっては、それらの事業等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【説明】

- 1 町長は、政策水準が高まるような議論が行われるよう政策等の決定（提案に至る）過程を明らかにし、7項目にわたる情報の提供をすることを規定。
- 2 議会は、町長から提供された情報をもとに論点、争点を明確し、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを規定。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

【説明】

- 1 町長は、予算案や決算を議会へ付議するにあたっては、前条同様に、町民の代表である議員が審議を深められるよう分かりやすい説明資料を作成するように規定。

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第8条 地方自治法第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を考えて、次のとおり定めるものとする。

- (1) 佐用町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画
- (2) 前号に掲げるもののほか、町政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これに類するものに関する事（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、次に掲げるもの。
 - ア 上下水道等に関する計画
 - イ 社会福祉、医療に関する計画
 - ウ 農林業、商工業その他の産業の振興に関する計画
 - エ 町民生活の安全、交通、環境に関する計画

- オ 次世代育成、男女共同参画に関する計画
- カ アからオまでに掲げるもののほか、議会が必要と認める計画

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

- 第9条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。
- 2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
 - 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

【説明】

- 1 議会は討論の広場であることから、議員相互間の討議を中心とした運営を進めるため、町長等の会議への出席要請を必要最小限にする規定。
- 2 議会は、それぞれの会議における議案審議の結論を出すにあたっては、議員相互間の自由討議によって多様な意見を出しあった上で合意形成に努めるとともに、町民に対し説明責任を果たすことを規定。
- 3 議員は、議員相互間の自由討議の拡大のため、自らも積極的に議案の提出を行う努力をすることを規定。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

- 第10条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める佐用町議会政務活動費の交付に関する条例（平成〇年条例第〇号）に基づき議員個人に対して交付するものとする。
- 2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないように、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、政務活動費による活動状況を町民に報告しなければならない。

【説明】

- 1 政務活動費は、議員の政策の調査・研究が確実に行われ政策提言に繋がるよう条例に基づき、議員個人に交付することを規定。
- 2 政務活動費の用途に関する公正性、透明性を確保するため、議長に対し証票類を添付した収支報告を義務付けし、その活動状況を議会広報などで町民に報告することを規定。

第7章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の運営及び会議の設置)

第11条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

2 議会は、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する会議を設置できるものとする。

【説明】

- 1 重要な行政課題に対し常任委員会、特別委員会の持つ専門性などを生かし、適切かつ迅速に対応することを規定。
- 2 守備範囲が定められている常任委員会や特別委員会だけでは対処することのできない、諸課題に対し、会議を設置して議員と町民が自由に意見交換をすることを規定。

(議会図書室の設置、公開)

第12条 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

【説明】

- 1 議会図書室が十分に活用されるよう、町民にも開かれたものとするを規定。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

【説明】

- 1 議会の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の機能を強化することを規定。

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。

【説明】

- 1 議会は、議員の政策形成等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させ、実現できるよう努めることを規定。
- 2 議員研修では、幅広い分野の専門家や様々な層の町民を招き、積極的に研究会を開催することを規定。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議

会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【説明】

- 1 議会の広報活動は、町政に係る重要な情報（論点、争点）を議会の視点（行政を擁護せず）から、町民に周知することを規定。
- 2 情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、町民が議会や町政に関心を持つよう広報活動をすることを規定。

第8章 議員の身分・待遇、政治倫理

（議員定数）

第16条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するものとする。

- 2 議員定数の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

【説明】

- 1 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけでなく町政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討するとともに、議員活動の評価について聴取することを規定。
- 2 条例改正案は、町民による直接請求について担保し、それ以外については必ず議員が提案することを規定。

（議員報酬）

第17条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、公聴会制度等を活用することができる。

【説明】

- 1 議員報酬は、別に条例に定めることを規定。
- 2 議員報酬の改正は、行財政改革の側面だけでなく町政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用して住民の代表である議員の活動の評価について聴取することを規定。

（議員の政治倫理）

第18条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【説明】

- 1 議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを規定。

第9章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会はこの条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

【説明】

1 議会運営における最高規範であることを規定。

(議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

【説明】

1 議員は、この条例及びこの条例に基づき制定された条例、規則等を遵守して議会を運営し、町民の代表としての責任を果たすことを規定。

(見直し手続)

第21条 議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【説明】

1 4年ごとの一般選挙によって議員が入れ替わる任期開始時点において、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討することを規定。

2 検討の結果、制度の改善が必要となった場合は、条例改正等の措置を講じることを規定。

3 町民への説明責任を果たすため、条例改正等の理由、背景を本会議において説明することを規定。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

この条例（原案）は、議決機関としての役割や議員の職責・職務を町民の皆さまに誓約するとともに、その役割を果たすための具体策などの事項を定めています。条例策定にあたり、皆さまのご意見、ご提言をお寄せください。

ご意見・ご提言のあるかたは、連絡先を記入のうえ書面またはファックスで佐用町議会事務局内「議会改革特別委員会」までお寄せください。

佐用町議会事務局 〒679-5380 佐用町佐用2611-1

FAX 0790-82-0685 (TEL 0790-82-0668)

今後の 議会の予定

2月

3日 県町議会議長会議
運営委員会研究会
(神戸市)
7日 西播磨3町議会合同
議員研修会(太子町)
10日 にはりま環境事務
組合議会運営協議会
17日 台風9号災害復旧・
復興対策特別委員
会
18日 播磨高原広域事務
組合議会
19日 にはりま環境事務
組合議会

3月

19日 県町監査委員協議
会(神戸市)
21日 定期総会(神戸市)
25日 全員協議会
25日 議会運営委員会
4日 3月定例会開会
5日 予算特別委員会
6日 予算特別委員会
7日 総務常任委員会
11日 厚生常任委員会
12日 産業建設常任委員会
14日 本会議2日
17日 一般質問
(テレビ放映)
18日 一般質問
(テレビ放映)
19日 一般質問
(テレビ放映)
25日 3月定例会閉会
27日 西はりま消防組合
議会
28日 三土中学校事務組
合議会

議会の傍聴は気軽にできます

町民の皆さんの要望を反映した一般質問、町の事業などについての意見のやり取りをじかに聞いて町政に関心を持ってください。

佐用町議会では、本会議だけでなく、委員会も傍聴できます。申し込みは議会事務局まで。

電話 82・0668(直通)

地域づくり センター長 登場



上月地域づくりセンター長
かしもとただよし
榎本忠美さん(68歳)

今回は、上月地域から榎本センター長さんに登場していただきました。

上月地域は718世帯、1953人。地域づくり協議会のメンバーは80人で、その内女性16人が委員として活動されています。

就任4年目になる榎本さん、「地域の特色を活かした活動をしよう」と、3年前から甲冑(かっちゅう)作りに取り組み、毎年その数を増やしています。

現在までに7領(りょう)が完成し、今年の2月頃をめどに『甲冑作り』をテーマにした佐用チャンネルの番組制作も考えているとのこと。

榎本さんいわく、「上月城の戦いでは尼子家が悲劇に終わった。特に、戦いでは婦女子が悲惨な目にあつたことが歴史に残っている。最終的には18自治会の甲冑を作り、歴史資料館からホラ貝を吹きながら行列をなしたい。甲冑武将や婦女子の甲冑も登場し、戦いのあつた山里を平和の象徴として後世に語り伝えたい」と抱負を語られました。



▲完成した甲冑

議会広報特別委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 山本 幹雄 |
| 副委員長 | 井上 洋文 |
| 委員 | 金谷 英志 |
| | 大下吉三郎 |
| | 石堂 基 |
| | 笹田 鈴香 |

編集後記

去年は株価の上昇や円高の是正が進み、大企業は増収へ、経済成長率も上向いてきましたが、本町のような地方においては景気回復の実感を伴っていないのが実情です。

また、高齢化は一層進み2040年には県内2番という高い水準になる予想が発表されるなど、過疎・高齢化の問題は一段と厳しさを増していきます。

今年はずうま年、中国の故事に「快馬は鞭影(べんえい)を見るや正路につく」とあります。

私たち議員は町民の皆様の声を謙虚に受け止め、ご期待に応えられるよう努力をします。

(井上洋文)



▲編集作業のようす

